

令和2年6月12日

居宅介護支援事業所 管理者 様

川 西 市 長

新型コロナウイルスの感染拡大防止に係るサービス担当者会議、  
モニタリングの取扱いについて（通知）

平素より、川西市介護保険行政にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、兵庫県に発令されていた緊急事態宣言が解除されたことに伴い、令和2年4月30日付通知にてお示ししていた居宅介護支援業務の運営基準に位置付けられているサービス担当者会議、モニタリングの取扱いを下記の通り変更しますので、お知らせいたします。

なおこの取扱いの期間につきましては、令和2年6月15日から当面の間とさせていただきます。

記

1. サービス担当者会議について

感染拡大防止の観点から、やむを得ない理由がある場合については、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応できるものとします。

上記のような対応を取られた場合は、経過について必ず記録に残すようにしてください。

2. モニタリングについて

感染拡大防止の観点から、特段の事情がある場合については、居宅サービス計画作成後の実施状況の把握に当たっては、利用者の自宅以外での開催や電話・メールなどを活用するなどにより、柔軟に対応できるものとします。

上記のような対応を取られた場合は、特段の事情についての具体的な内容、経過について必ず記録に残すようにしてください。

3. その他

国等の通知により本取扱いを変更する場合は、あらためてお知らせします。

今回の対応は、サービス担当者会議やモニタリングを妨げるものではありません。必要に応じて適切かつ柔軟な対応をお願いいたします。

なお、利用者宅を訪問する場合は、手洗い、手指消毒、マスク着用を呼びかけるなど、十分な感染症予防対策を徹底してください。

< 問い合わせ先 >

川西市福祉部介護保険課

TEL 072-740-1149